

「取引・証明」に関する計量行為の例

業種	「取引・証明」に該当する計量行為の例	「取引・証明」に該当しない計量行為の例
食品製造・加工・販売	<ul style="list-style-type: none"> ・食品の内容量を表記するためにはかりを使用している。 ・重さによる単価を設定し、重さと単価を掛け合わせて値付けを行うためにはかりを使用している。 (卸売、小売は問わない) 	<ul style="list-style-type: none"> ・購入者には内容量を示さず、内部規定に合格しているかのみを判断するためだけにはかりを使用している。
飲食店	<ul style="list-style-type: none"> ・重さによる単価を設定し、またはサイズとして具体的な重さを記載して飲食物を提供する場合に、重さを量るためにはかりを使用している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・材料の分量をはかるためだけにはかりを使用している。
病院・診療所等の医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ・調剤業務にはかりを使用している。 ・健康診断の結果として健康診断票に記録するために体重計を使用している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・患者や来院者が自由に使うためだけに体重計を置いている。
薬局	<ul style="list-style-type: none"> ・調剤業務にはかりを使用している。 	
産婦人科・助産院・小児科	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦または乳児の体重を測定し母子健康手帳に記録するため体重計を使用している。 ・出生証明書に体重を記載するため体重計を使用している。 	
学校・保育所	<ul style="list-style-type: none"> ・健康診断の結果として健康診断票に記録するために体重計を使用している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学術用(研究室、理科室レベルなど)ではかりを使用している。
リサイクル・質・貴金属	<ul style="list-style-type: none"> ・収集資源や貴金属等の重さにより価格を決定するためにはかりを使用している。 	
製造業・その他販売	<ul style="list-style-type: none"> ・内容量を記載するためにはかりを使用している。 ・重さによる単価を設定し、重さと単価を掛け合わせて値付けを行うためにはかりを使用している。 (卸売、小売は問わない) 	<ul style="list-style-type: none"> ・購入者には内容量を示さず、内部規定に合格しているかのみを判断するためだけにはかりを使用している。 ・製造工程の途中で、材料や中間品の計量のためにはかりを使用している。 ・研究、開発用としてはかりを使用している。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・宅急便の受付、取次のためにはかりを使用している。 	

「取引・証明」に該当する場合は、検定に合格したことを示す証印が付されたはかりを使用する必要があります。体重計や台所用はかりは、一般用(家庭用特定計量器)のものも広く販売されていますが、「取引・証明」には使用できませんので注意してください。